

第 6 回 議 会 運 営 委 員 会

と き 平成 3 0 年 2 月 1 3 日 (火)

午前 1 0 時

と ころ 第 1 委 員 会 室

付 議 事 項

- 1 副委員長の互選について
- 2 一般会計予算決算常任委員会理科大分科会について

名 称	担 任 事 項	所 属 委 員
総務文教分科会	歳入、地方債 歳出等：総務文教常任委員会が 所管する部分	総務文教常任委員
民生福祉分科会	歳出等：民生福祉常任委員会が 所管する部分	民生福祉常任委員
産業建設分科会	歳出等：産業建設常任委員会が 所管する部分	産業建設常任委員
理 科 大 分 科 会	大学費	山口東京理科大学 調査特別委員
備考	歳出等とは、歳出及び債務負担行為をいう。	

- 3 平成 3 0 年第 1 回 (3 月) 定例会に関する事項について **資料 1**

(1) 会期案について

2 月 1 9 日 (月) から 3 月 2 8 日 (水) までの 3 8 日間

(2) 山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議員提出議案の案を**資料 2**のとおりとする。

2 月 1 9 日の本会議に提出し、委員会付託を省略し即決する。

(3) 宇部・山陽小野田消防組合議会について

ア 宇部・山陽小野田消防組合議会議員の選挙について

イ 宇部・山陽小野田消防組合議会の報告について

(申し合わせ事項)

4 4 宇部・山陽小野田消防組合議会の報告は、3 月と 6 月の定例会
初日に行う。

(4) 所管事務調査報告について

民生福祉常任委員会から所管事務調査報告を初日の2月19日に行う。

(5) 人事案件について

申し合わせ事項62による。

改正後	改正前
(人事案件の委員会付託) 62 人事案件は、委員会付託を省略し、原則として本会議初日に上程し、 <u>即決する。</u>	(人事案件の委員会付託) 62 人事案件は、委員会付託を省略し、原則として本会議初日に上程し、 <u>提案理由の説明後、休憩し、全協で質疑を行い、再開後、採決する。ただし、議会選出の監査委員については、全協での質疑は行わない。</u>

(6) 代表質問について **資料3**

(7) 請願書の取扱いについて **資料4**

○埴生地区複合施設建設に伴うJアラート設置について（請願書）

(8) 議事日程案について **資料5**

4 寄附条例の改正について **資料6**

5 その他

(1) 市議会モニターについて

(2) 議会運営委員会の開催日

・2月20日（火）午後1時

平成 30 年第 1 回（3 月）定例会議案名

1 市長提出議案（56 件）

平成 29 年度関係（24 件）

○一般会計予算決算常任委員会関係（3 件）

- (1) 議案第 1 号 平成 29 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 8 回）について（財政）
- (2) 承認第 1 号 平成 29 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 6 回）に関する専決処分について（財政）
- (3) 承認第 2 号 平成 29 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 7 回）に関する専決処分について（財政）

○総務文教常任委員会関係（6 件）

- (1) 議案第 8 号 平成 29 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 3 回）について（公営）
- (2) 議案第 12 号 山陽小野田市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について（人事）
- (3) 議案第 13 号 山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について（人事）
- (4) 議案第 14 号 山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について（人事）
- (5) 議案第 15 号 山陽小野田市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（人事）
- (6) 承認第 3 号 山陽小野田市税条例の一部改正に関する専決処分について（税務）

○民生福祉常任委員会関係（4 件）

- (1) 議案第 3 号 平成 29 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）について（国保）

- (2) 議案第4号 平成29年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第3回）について（高齢）
- (3) 議案第5号 平成29年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について（国保）
- (4) 議案第9号 平成29年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第2回）について（病院）

○産業建設常任委員会関係（5件）

- (1) 議案第2号 平成29年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第2回）について（都市）
- (2) 議案第6号 平成29年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算（第2回）について（下水）
- (3) 議案第7号 平成29年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2回）について（下水）
- (4) 議案第10号 平成29年度山陽小野田市水道事業会計補正予算（第1回）について（水道）
- (5) 議案第11号 平成29年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算（第1回）について（水道）

○山口東京理科大学調査特別委員会関係（4件）

- (1) 議案第48号 山口東京理科大学薬学部増築工事（C棟空気調和設備工事）請負契約の締結について（大学）
- (2) 承認第4号 山口東京理科大学薬学部増築工事（A棟建築主体工事）請負契約の一部変更に関する専決処分について（大学）
- (3) 承認第5号 山口東京理科大学薬学部増築工事（B棟建築主体工事）請負契約の一部変更に関する専決処分について（大学）
- (4) 承認第6号 山口東京理科大学薬学部増築工事（A，B棟機械設備工事）請負契約の一部変更に関する専決処分について（大学）

○人事案件（2件）

- (1) 同意第1号 山陽小野田市教育委員会の委員の任命について (人事)
- (2) 同意第2号 山陽小野田市農業委員会の委員の任命について (人事)

平成30年度関係 (32件)

○一般会計予算決算常任委員会関係 (1件)

- (1) 議案第16号 平成30年度山陽小野田市一般会計予算について
(財政)

○総務文教常任委員会関係 (6件)

- (1) 議案第24号 平成30年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計
予算について (公営)
- (2) 議案第28号 山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正す
る条例の制定について (人事)
- (3) 議案第29号 機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につ
いて (人事)
- (4) 議案第30号 山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正
する条例の制定について (消防)
- (5) 議案第31号 山陽小野田市電源立地振興基金条例を廃止する条例の制
定について (企画)
- (6) 議案第46号 山陽小野田市学校給食センター条例の制定について
(学教)

○民生福祉常任委員会関係 (16件)

- (1) 議案第18号 平成30年度山陽小野田市国民健康保険特別会計予算に
ついて (国保)
- (2) 議案第19号 平成30年度山陽小野田市介護保険特別会計予算につい
て (高齢)
- (3) 議案第20号 平成30年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計予算
について (国保)
- (4) 議案第25号 平成30年度山陽小野田市病院事業会計予算について

(病院)

- (5) 議案第 3 2 号 山陽小野田市一般廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例の制定について (環境事業)
- (6) 議案第 3 3 号 山陽小野田市リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例の制定について (環境事業)
- (7) 議案第 3 4 号 山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について (高齢)
- (8) 議案第 3 5 号 山陽小野田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について (高齢)
- (9) 議案第 3 6 号 山陽小野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (高齢)
- (10) 議案第 3 7 号 山陽小野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (高齢)
- (11) 議案第 3 8 号 山陽小野田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (高齢)
- (12) 議案第 3 9 号 山陽小野田市地域包括支援センターの人員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (高齢)
- (13) 議案第 4 0 号 山陽小野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (こども)
- (14) 議案第 4 1 号 山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について (こども)
- (15) 議案第 4 2 号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について (国保)
- (16) 議案第 4 3 号 山陽小野田市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について (国保)

○産業建設常任委員会関係（9件）

- (1) 議案第17号 平成30年度山陽小野田市駐車場事業特別会計予算について (都市)
- (2) 議案第21号 平成30年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計予算について (農林)
- (3) 議案第22号 平成30年度山陽小野田市下水道事業特別会計予算について (下水)
- (4) 議案第23号 平成30年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計予算について (下水)
- (5) 議案第26号 平成30年度山陽小野田市水道事業会計予算について (水道)
- (6) 議案第27号 平成30年度山陽小野田市工業用水道事業会計予算について (水道)
- (7) 議案第44号 山陽小野田市中心小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例の制定について (商工)
- (8) 議案第45号 山陽小野田市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について (都市)
- (9) 議案第47号 市道路線の変更について (土木)

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 月 日提出

提出者 山陽小野田市議会議員 矢 田 松 夫
賛成者 山陽小野田市議会議員 大 井 淳一朗
〃 山陽小野田市議会議員 奥 良 秀
〃 山陽小野田市議会議員 河 野 朋 子
〃 山陽小野田市議会議員 笹 木 慶 之
〃 山陽小野田市議会議員 高 松 秀 樹

山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例

山陽小野田市議会委員会条例（平成 17 年山陽小野田市条例第 209 号）の
一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「総合政策部」を「企画部」に、「文化・スポーツ振興
部」を「地域振興部」に改め、同項第 2 号中「市民生活部」を「市民部」に、
「健康福祉部」を「福祉部」に改め、同項第 3 号中「産業振興部」を「経済部」
に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

山陽小野田市議会委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 8人</p> <p>総務部の所管に属する事項</p> <p>企画部の所管に属する事項</p> <p>地域振興部の所管に属する事項</p> <p>監理室の所管に属する事項</p> <p>大学推進室の所管に属する事項</p> <p>教育委員会の所管に属する事項</p> <p>他の委員会に属せざる事項</p> <p>(2) 民生福祉常任委員会 7人</p> <p>市民部の所管に属する事項</p> <p>福祉部の所管に属する事項</p> <p>病院局の所管に属する事項</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 8人</p> <p>総務部の所管に属する事項</p> <p>総合政策部の所管に属する事項</p> <p>文化・スポーツ振興部の所管に属する事項</p> <p>監理室の所管に属する事項</p> <p>大学推進室の所管に属する事項</p> <p>教育委員会の所管に属する事項</p> <p>他の委員会に属せざる事項</p> <p>(2) 民生福祉常任委員会 7人</p> <p>市民生活部の所管に属する事項</p> <p>健康福祉部の所管に属する事項</p> <p>病院局の所管に属する事項</p>

(3) 産業建設常任委員会 7人

経済部の所管に属する事項

建設部の所管に属する事項

水道局の所管に属する事項

農業委員会の所管に属する事項

(4) (略)

(3) 産業建設常任委員会 7人

産業振興部の所管に属する事項

建設部の所管に属する事項

水道局の所管に属する事項

農業委員会の所管に属する事項

(4) (略)

代表質問の実施について

1 代表質問とは

代表質問は、会派の政策を明らかにし、その見地から執行機関の所信、見解を求めるものである。

代表質問の内容については、会派内で事前に政策論争を十分行い、その結論を発言すべきであり、これによりその会派の政策を知ることができる。発言する議員に一任する方法では個人質問と同じで、代表質問とはいえない。

代表質問をすることにより会派内の政策論議が活発になる。

代表質問は、市の基本的な事項を対象とし、詳細な事項は他の議員の一般質問や委員会での審査に任せ、また、重複しないようにする必要がある。

2 実施内容

(1) 実施時期

* 3月定例会のみ

(2) 質問内容 施政方針について

* 通告は「1、平成30年度施政方針について」とする。

* 施政方針に記載している事項と関連のないものは通告しない。

(3) 質問者 会派のうちから1人（現状では最高5人）

* 最初の質問のみ登壇する。

* 冒頭に会派名、会派所属議員、会派理念等について述べる。

(4) 質問時間 1人あたり60分以内（一人終了するたびに休憩を挟む）

(5) 質問方式 統括質問方式

(6) 答弁者

*最初に総括的な答弁を市長が行い、その後、必要に応じて詳細部分について担当参与から答弁する。

(7) その他

- ・ 会派を構成していても代表質問をしないこともできる。
- ・ 質問が重複しないように出来る限り調整する。
- ・ 通告書の提出は、下記のとおり実施する。

2月21日（水）	午後4時まで	代表質問通告書の提出、抽選
2月21日（水）	午後4時から	質問者による調整

平成 29 年 12 月 25 日

請 願 書

山陽小野田市議会

議長 小野 泰 様

請 願 者

山陽小野田市埴生地区自治会協議会会長

水 田 三代春

【紹介議員】

河 崎 平 男

水 津 治



平成 29 年 12 月 25 日

請 願 書

山 陽 小 野 田 市
市議会議長 小野 泰 様

申 請 者

住 所 山陽小野田市東糸根
氏 名 埴生地区自治会協議会会長
水 田 三代春 

紹介者 市議会議員

河 崎 平 男 

紹介者 市議会議員

水 津 治 

埴生地区複合施設建設に伴う Jアラート設置について

現在埴生地区においては、前場川護岸工事が続行中であり、一方では複合施設の整備計画が着々と進行しつつあります。

平成 11 年 9 月、埴生の海岸沿い地域が高潮によって甚大な被害を受けたことにより、その安全対策として始まった前場川の護岸工事ではありますが、被災後 18 年経過するも未だ完成に至っていません。

特に、埴生地区で最も危険な地域と言われる旧国道 2 号線に沿った町地区

南西側は、海と前場川に挟まれた低海拔地域であり、近年の地球温暖化によって埴生漁港岸壁で計測する水位が数十センチ上がったとされる不安要素もあって、住民は毎年台風や豪雨のたびに大きな不安に襲われ続けているのが現状です。

いざ災害となった時には、待ったなしの迅速な避難勧告・誘導等の対応が必要となってくるわけですが、護岸工事の完成もほど遠い現況下で、せめてこの度、複合施設新設に伴い J アラートを設置して欲しいというのは、住民の切なる願いであります。

罹災後、自治会などでも防災訓練の充実を図り、地区単位の防災組織を強固にするなど、自助努力も継続中ではありますが、自治会組織での連絡や市の街宣車による避難勧告では、一刻を争う状況下の即時周知面で限界があると感じざるを得ません。

前述の通り、遅れ遅れの護岸工事がゆるやかに続行する中、一方で複合施設建設に向けての地盤整備工事が動き始めたばかりの今だからこそ、Jアラートの設置を新施設計画の中に組み込んで頂きたいと、強く請願するものです。

地域住民の安心と安全性の確保のために、自治会の代表者として、早急な対応をお願い申し上げます。

以上

平成30年第1回(3月)定例会議事日程

月	日	曜	開議時刻	会議名	摘 要
2	19	月	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会期の決定 ・諸般の報告(事務報告) ・民生福祉常任委員会の所管事務調査報告 ・宇部・山陽小野田消防組合議会の報告 ・同意2件を一括上程、説明、質疑、討論及び採決 ・平成29年度関係議案22件を一括上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託 ・平成30年度施政方針及び平成30年度関係議案32件を一括上程、提案理由の説明 ・議員提出議案1件を上程、説明、質疑、討論及び採決 ・宇部・山陽小野田消防組合議会議員の選挙について ・請願の委員会付託
2	20	火		休 会	・一般質問通告締切り(正午まで)
			午後1時	委員会	・議会運営委員会
2	21	水	午前9時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・総務文教常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会
			午後4時		・代表質問通告書締切り
2	22	木	午前9時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会
2	23	金	午前9時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会

2	24	土		休 会	
2	25	日		休 会	
2	26	月	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> 山口東京理科大学調査特別委員会 一般会計予算決算常任委員会理科大分科会
2	27	火	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> 代表質問（人）
2	28	水	午前9時30分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> 一般質問（人）
3	1	木	午後1時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> 一般質問（人）
3	2	金	午前9時30分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> 一般質問（人）
3	3	土		休 会	
3	4	日		休 会	
3	5	月	午前9時30分	本会議	<ul style="list-style-type: none"> 一般質問（人）
3	6	火	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計予算決算常任委員会
			午後1時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> 付託案件（平成29年度関係）に対する委員長報告、質疑、討論及び採決 平成30年度関係議案に対する質疑、委員会付託
3	7	水	午前9時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> 総務文教常任委員会 一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会
3	8	木	午前9時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> 民生福祉常任委員会 一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会
3	9	金		休 会	
3	10	土		休 会	
3	11	日		休 会	
3	12	月	午前9時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> 産業建設常任委員会 一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会

3	13	火	午前9時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・総務文教常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会総務文教分科会
3	14	水	午前9時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・民生福祉常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会
3	15	木	午前9時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・産業建設常任委員会 ・一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会
3	16	金	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計予算決算常任委員会理科大分科会
3	17	土		休 会	
3	18	日		休 会	
3	19	月		委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・予備日
3	20	火		休 会	
3	21	水		休 会	<ul style="list-style-type: none"> ・春分の日
3	22	木		休 会	(議事整理のため)
3	23	金		休 会	(議事整理のため)
3	24	土		休 会	
3	25	日		休 会	
3	26	月	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・一般会計予算決算常任委員会
3	27	火		休 会	(議事整理のため)
3	28	水	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決 ・閉会中の調査事項について

○山陽小野田市寄附条例

平成21年3月23日

条例第16号

改正 平成23年12月26日条例第31号

私たちの山陽小野田市は、先人の心を受け止め、郷土を思う人々の多様なまちづくりへの参加によって「人と出会い 支え合い 自然とふれあう 活力ある 住み良さ創造都市」を目指しています。

この多様なまちづくりへの参加について、「ふるさとへの想いや協働のまちづくりにつながる寄附」をまちづくりへの大切な支援として受け止めます。

そこで、寄附に関する制度を明らかにし、その透明性を確保するとともに、寄附者の尊い意思がまちづくりに反映されるよう、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、山陽小野田市のまちづくりに賛同する個人又は法人その他の団体から寄附された寄附金について、当該寄附を行った個人又は法人その他の団体（以下「寄附者」という。）の意向を具体化し、政策に反映することにより、多様な人々の参加による魅力あるまちづくりに資することを目的とする。

(寄附金の受入れ)

第2条 寄附金の受入れについては、随時行うものとする。

2 山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員からの寄附金の受入れは、行わないものとする。

(寄附金の使途の指定)

第3条 寄附者は、寄附を行う際には、自らが寄附した寄附金の使途をあらかじめ別表に掲げる寄附目的及び対象事業の中から指定することができる。

(寄附金の支出及び管理)

第4条 前条の規定により使途を指定された寄附金は、一般会計歳入歳出予算に計上し、指定された使途に従って支出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、寄附を採納した年度に使途を指定された寄附金を支出しないときは、山陽小野田市ふるさと支援基金条例（平成21年山陽

小野田市条例第17号)に基づく基金その他市が条例で定める基金の中から用途に応じた基金に積み立て、管理するものとする。

(寄附者への配慮)

第5条 市長は、前条に規定する寄附金の支出及び管理に当たっては、寄附者のまちづくりへの尊い意思が適切に反映されるよう配慮しなければならない。

(管理等の状況の公表)

第6条 市長は、寄附金の管理について、その透明性の確保に留意し、毎年1回その状況を公表するものとする。

2 市長は、この条例に基づく寄附金以外の寄附についても、前項の規定に準じて公表するよう努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月26日条例第31号)

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

寄附目的	対象事業
1 暮らしの安心・安全を守るまちづくり	高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援、防災体制、交通安全等
2 市民が主役のまちづくり	地域コミュニティ、人権尊重、男女共同参画、広域連携の強化等
3 うるおいのある快適なまちづくり	自然環境保全、環境衛生、公園・緑地整備、美しいふるさと景観等
4 にぎわいと活力にみちたまちづくり	観光・交流、企業誘致、国際交流、高度情報化、農業・林業・水産業振興等
5 人が輝く、心豊かなまちづくり	文化財の保護、芸術文化スポーツ、青少年健全育成、社会教育の充実等
6 上記以外の目的	上記以外の事業